

○ 一般財団法人 下越総合健康開発センターの役員、センター長等の報酬及び役員、センター長、評議員、委員等費用弁償規則

( 目 的 )

**第 1 条** この規則は、一般財団法人 下越総合健康開発センター（以下「センター」という。）の役員、センター長等非常勤の者の報酬及び役員、評議員、委員の費用弁償の支給について定めることを目的とする。

( 適用範囲 )

**第 2 条** この規則のいう報酬及び費用弁償とは、次のとおりとする。

- (1) 報 酬…第 3 条に定める基準により月額として支給する。
- (2) 費用弁償…理事会及び評議員会、委員会等のときに支払うものとし、役員、評議員、委員等に支給する。

( 支給額 )

**第 3 条** 報酬の支給額について、次のとおり定める。

ただし、センター長及び副センター長が他の役職を兼務する場合は、併給しないものとする。

- |            |     |          |
|------------|-----|----------|
| (1) 代表理事   | 月 額 | 10,000 円 |
| (2) 業務執行理事 | 月 額 | 8,000 円  |
| (3) センター長  | 月 額 | 8,000 円  |
| (4) 副センター長 | 月 額 | 5,000 円  |
| (5) その他の役員 | 月 額 | 5,000 円  |

2 費用弁償の支給額について、次のとおり定める。

日 当

代表理事	1 回	5,000 円
業務執行理事	1 回	5,000 円
理 事	1 回	5,000 円
監 事	1 回	5,000 円
評議員	1 回	5,000 円
委 員	1 回	5,000 円

車 賃

開催地以外の役員、評議員、委員については、日当のほかに車賃として定額 1,500 円を支給する。

ただし、定額を超えた場合はその実費を支給する。

( 支給方法 )

**第 4 条** 役員報酬の支給方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 4月分から7月分までを9月に支給する。

(2) 8月分から11月分までを12月に支給する。

(3) 12月分から3月分までを3月に支給する。

2 費用弁償の支給は、理事会及び評議員会、委員会の会議のとき出席した者にその都度支払うものとする。

(報酬の特例)

**第 5 条** 役員が月の途中で異動又は辞任等の事由があった場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 月の1日以降15日までに就任した場合は、当該月分の報酬は全額を支払い、16日以降末日までに就任した場合は、当該月分の報酬額の2分の1の額とする。

(2) 月の1日以降15日までに辞任した場合は、当該月分の報酬の額は2分の1の額とし、月の16日以降末日までに辞任した場合は、当該月分の報酬はその全額を支払うものとする。

(委 任)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

**附 則**

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年1月11日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。